

第1号様式（第6条関係）

蕪崎市母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先) 蕪崎市福祉事務所長

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電 話 ( )

下記の母子家庭等自立支援教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付の対象講座の指定を申請します。申請書の市町村民税課税状況等について、蕪崎市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱に基づく事務手続を処理するために限り、課税台帳の閲覧、地方税関係情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2に規定する地方税関係情報をいう。）の取得及び児童扶養手当資格要件を公簿等により確認することに同意します。

①教育訓練施設の名称					
②教育訓練講座の名称					
③教育訓練の期間	年 月 日（受講開始日）～ 年 月 日				
④所要費用（予定）	入学料 円、授業料 円 合計 円				
⑤公共職業安定所の教育訓練給付資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が ある・ない				
⑥資格取得の状況	過去に自立支援教育訓練給付を受けたことが ある・ない				
	過去に高等職業訓練促進給付金等を受けたことが ある・ない				
⑦申請者の世帯の状況					
氏名	続柄	生年月日	職業	個人番号	備考
	本人				
⑧申請者と生計を一にする子の氏名等 (注9参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 ( 歳)		
	個人番号				
	住所（別居の場合）				
申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない					
⑨備考 事前相談日 年 月 日  ※必要により、教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワークで発行）					
				受理番号	

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練について支払う入学料及び授業料（受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び授業料の合計額で次のとおりになります（1円未満の端数切捨て）。ただし、支給額が1万2,000円を超えない場合は、支給しません。
  - (1) 一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金 合計額に100分の60を乗じて得た額（上限20万円）
  - (2) 専門実践教育訓練給付金 合計額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年限に20万円を乗じて得た額を超える場合の支給額は、修学年限に40万円を乗じて得た額（上限160万円））
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした金額を記入してください。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき、支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、蕪崎市福祉事務所に「蕪崎市母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座受講取消届（第8号様式）」により20日以内に報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付の支給を受けるためには、給付金に応じて次の期日までに、あらためて「蕪崎市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（第5号様式）」及び確認書類によって支給申請手続が必要です。
  - (1) 一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金 受講を修了した日から起算して30日以内
  - (2) 専門実践教育訓練給付金 専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内
- 7 この申請に添えなければならない必要書類は、次のとおりです。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができます。
  - (1) 当該母子家庭等の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本
  - (2) 当該母子家庭等の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭等の親が児童扶養手当を受給している者に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）
  - (3) 受講を希望する講座を主催する事業者名、講座名、連絡先等が特定できるパンフレット等の資料の写し
- 8 申請者については、同意書を兼ねているため、必ず本人が自署してください。代理人が署名する場合は、本人からの委任状（様式は問いません。）を取得し、添付してください。
- 9 「⑧申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
  - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父でない。
  - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。  
(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。